

NPO 法人 滋賀県社会就労事業振興センター
会 費 規 程

- 第1条 この規程は、NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター（以下、「振興センター」と言う）定款第8条の規定に基づき、振興センターの会費の取り扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。
- 第2条 振興センターの会員の種類及び会費は、次のとおりとする。
- (1) 正会員
- ①個人 20,000円
- ②企業・団体 20,000円
- (2) 賛助会員
- ①個人 5,000円
- ②企業・団体 5,000円
- 第3条 一旦納入された年会費は、理由をいかに問わず、これを返還しないものとする。
- 第4条 年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期日とし、入会月にかかわらず1年分の年会費とする。
- 第5条 振興センター定款第9条の規定により、会費を2年以上納入しないときは除名とする。
- 第6条 年会費は、入会申し込み日の翌々月末までに支払わなければならない。
- 第7条 定款における会費の額ならびにここに定めるもののほか、振興センターの会費等に関して必要な事項は理事会において別に定める。
- 附則 この規程は、2013年 3月 1日より施行する。